

# 今後の東久留米市立学童保育所の運営方針

令和4年11月（改訂）

東久留米市



# 目 次

I. はじめに	.....	1
1. 運営方針の改訂について	.....	1
II. 学童保育所の現状について	.....	1
1. 学童保育所とは	.....	1
2. 対象児童	.....	1
3. 施設数及び運営方法	.....	2
4. 開所日時等	.....	3
III. 学童保育所における課題について	.....	3
1. 安定的な事業の継続	.....	3
2. 延長育成	.....	4
IV. 学童保育所における課題への対応状況について	.....	5
1. 学童保育所における課題への対応状況	.....	5
V. 今後の学童保育所の運営方針について	.....	5
1. 今後の学童保育所の運営方針	.....	5

## I. はじめに

### 1. 運営方針の改訂について

市では、全ての学童保育所を直営で運営していた平成30年11月、学童保育事業における新たな運営案として、「安定的な事業の継続性を確保しながら、利用する児童の保護者から求められている延長育成を実施するためには、民間活力の導入が考えられる」とした市内プロジェクトチームからの報告を受け、検討を重ねながら、令和元年8月に「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」（以下「運営方針」）を策定しました。

令和2年4月からは、運営方針に基づき、学童保育所への民間活力の導入に向けた具体的な行動計画を示す「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」（以下「実施計画」）に沿って、2校区3学童保育所（第六小学校区の金山学童保育所、第九小学校区のくぬぎ第一・第二学童保育所）に運營業務委託という形で民間活力の導入を開始し、当該学童保育所では延長育成を合わせて実施しました。また、この間、学童保育所の職員（放課後児童支援員）の資格要件を国の省令に合わせ運用しています。

その後、令和4年4月からは3校区5学童保育所（第一小学校区の前沢第一・第二学童保育所、第十小学校区の柳窪第一・第二学童保育所、本村小学校区の本村学童保育所）において、業務委託による学童保育所運営を開始しています。また、この民間活力導入と合わせて、直営の学童保育所においても、職員体制を見直しながら延長育成を開始しています。

こうした学童保育所への民間活力導入などの進捗により、運営方針策定前と現在の学童保育所の運営状況に変更が生じている内容があることから、運営方針を改訂します。

## II. 学童保育所の現状について

### 1. 学童保育所とは

学童保育所は、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、放課後帰宅しても、保護者の就労等により家庭で育成（監護）が受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

### 2. 対象児童

当該年度の4月1日時点の小学1年生～3年生を対象としていましたが、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が開始され、小学4年生～6年生にも対象が拡大されました。

現在は、当該年度の4月1日時点の小学1年生～6年生の児童で、学童保育所への入所資格を満たす児童を対象としています。

### 3. 施設数及び運営方法

学童保育所は市内の全ての市立小学校区ごとに1または2施設ずつ設置されており、合計で19の学童保育所が運営されています。また、学童保育所における育成支援は主に学童保育所の所舎で行っていますが、入所児童数に応じて小学校の特別教室等を借出し育成支援を行っています。

(令和4年4月1日現在)

学区	学 童 保 育 所	運営形態	受け入れ可能児童数（人）	
			所舎	特別教室等
一小	前沢第一学童保育所	業務委託	70	—
	前沢第二学童保育所	業務委託	30	
二小	新川第一学童保育所	直営	60	30
	新川第二学童保育所	直営	60	
三小	中央第一学童保育所	直営	50	30
	中央第二学童保育所	直営	50	
五小	南沢第一学童保育所	直営	70	60
	南沢第二学童保育所	直営	30	
六小	金山学童保育所	業務委託	60	30
七小	滝山第一学童保育所	直営	70	30
	滝山第二学童保育所	直営	40	
九小	くぬぎ第一学童保育所	業務委託	45	30
	くぬぎ第二学童保育所	業務委託	45	
十小	柳窪第一学童保育所	業務委託	50	—
	柳窪第二学童保育所	業務委託	30	
小山小	小山学童保育所	直営	60	30
神宝小	神宝学童保育所	直営	45	30
南町小	南町学童保育所	直営	70	30
本村小	本村学童保育所	業務委託	60	—

#### 4. 開所日時等

学童保育所の開所日時等は以下のとおりです。

○開所日時

(平日／月から金曜日)

・登校日

下校時から午後6時まで

・学校休業日（小学校の三季休業期間、学校行事の振替休業日等）

午前8時15分から午後6時まで

(土曜日)

・午前8時15分から午後4時15分まで

○延長育成時間

(平日／月から金曜日)

・登校日

午後6時～午後7時

・学校休業日（小学校の三季休業期間、学校行事の振替休業日等）

午後6時～午後7時

(土曜日)

・午後4時15分～午後6時

○休業日

日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日の年末年始および市長が特に必要と認めた日

### Ⅲ. 学童保育所における課題について

#### 1. 安定的な事業の継続

本市の直営の学童保育所においては、平成18年度から嘱託員（令和2年度からは会計年度任用職員（専門職））主体による運営を行っています。

学童保育の量の見込みについては、「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」において、令和2年度から令和6年度では、若干の減少傾向となることを推計しておりますが、直営の学童保育所への各年度の入所申請実績の推移を見ても、当面の間は、現状程度の職員体制が必要となることが見込まれます。

現在、直営の学童保育所の職員の採用に向け、広報・ホームページで周知するとともに、月一回、職員募集採用説明会を実施し、学童保育所の仕事内容を説明するなど採用に繋がられるような取り組みを行っています。また、ハローワークを活用した職員募集も実施しています。

しかしながら、平成31年4月から行った嘱託員の募集には4月から6月は応募がなく、7月に至って若干の応募がありながらも、採用が困難な状況がありました。このことは、労働力人口の減少などによる、労働市場におけるいわゆる人手不足の状況や、保育士や教員などの、採用にあたっての資格要件が影響していると考えられます。こうした課題に対応するため、令和元年度には、学童保育所の職員の資格要件を国の省令に合わせ規定を整備し影響の緩和を図りました。

令和3年度には直営の学童保育所の定員を超える入所申請に対応するための特別教室の借用に伴い、勤務する職員（会計年度任用職員（専門職））の募集を行いました。結果として採用に至らず、現下の情勢においても職員の採用が困難な状況が継続しています。引き続き、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということが課題となっています。

## 2. 延長育成

学童保育事業の所管課である児童青少年課では、延長育成にかかるニーズを把握するため、学童保育所を利用している児童の保護者にアンケート調査（以下「アンケート調査」、調査期間：平成31年4月下旬～令和元年5月中旬）を実施しました。

アンケート調査の回答を取りまとめたところ、平日の延長育成が必要との回答が約40%あり、そのうち19時までの延長を希望する回答が最も多く約62%ありました。また、土曜日の延長育成が必要との回答が約37%あり、そのうち18時までの延長を希望する回答が最も多く約49%ありました。

また、延長育成の実施にあたっては、開所時間の延長に伴い職員を増やして対応していく必要がありますが、採用が困難な状況では、延長育成に対応する人員体制を整えることは難しく、一定のニーズがある延長育成を実施するに至っていないことが課題としてありました。

こうした状況の中、令和4年4月からの3校区5学童保育所への民間活力の導入の際に、直営の学童保育所において、翌年度の延長育成に対応する人員体制が見込めたことから、令和4年4月から直営の学童保育所での延長育成の実施を開始し、この課題に対応しました。なお、直営の学童保育所での延長育成の実施にあたっては、民間活力を導入した学童保育所で実施している延長育成と同様の日時・時間等としています。また、従来、直営の学童保育所においては、児童数15名に対し職員1名を配置して運営を行っていましたが、民間活力を導入した学童保育所と同様に、延長育成というサービスの拡大を機に、育成及び延長育成の時間を通じて、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位として、おおむね40人ごとに2人の職員体制で運営しています。

## IV. 学童保育所における課題への対応状況について

### 1. 学童保育所における課題への対応状況

直営の学童保育所の運営を担う会計年度任用職員（専門職）の採用をめぐっては、労働力不足などを背景に、今後も困難な状況が見込まれるなか、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということが引き続き課題となっています。

直営による学童保育所では、採用における応募者が減少傾向にある中で、年度途中や年度末に生じる退職者を補充し、運営体制を保つことが年々難しくなっています。

一方、民間活力を導入した学童保育所においては、事業者の持つ多様な人材確保策の中で、様々な任用形態や運営形態などの民間のノウハウが活かされ、人員体制が整えられたうえで、延長育成を含めた安定的な事業の継続という課題に対応することができます。事業者選定にあたってはプロポーザルによる選定を行うことにより、民間による運営のノウハウを活かした様々な企画提案が期待できます。

また、緊急時の柔軟な人員体制として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う小学校の臨時休業の際に、学童保育所は一日育成の運営としましたが、その対応の決定から開始までの時間が非常に短かったなか、事業者において、一日育成に対応できる人員体制を確保し、支障なく育成支援が行われました。

運営内容についても、民間による運営のノウハウを活かした新たな取り組みとして、事業者のスポーツと遊びの専門チームが定期的に巡回し、様々なスタイルの運動遊び、レクリエーションなどが行われています。また、全ての子どもたちが「あそび」を楽しめるように、様々なプログラムを通して、子どもたちに体を動かすことの楽しさを伝えています。

こうした課題への対応状況も踏まえ、安定的な事業の継続をどのように図るかという課題や民間による運営のノウハウを活かして育成内容の充実が図れることなどへの対応として民間活力の導入が引き続き有効な方策と考えます。

## V. 今後の学童保育所の運営方針について

### 1. 今後の学童保育所の運営方針

#### (1) 学童保育所の運営形態について

直営の学童保育所における安定的な事業の継続という課題と民間による運営のノウハウを活かして育成内容の充実を図ることなどへの対応については、民間活力を導入することによって対応していきます。

直営の学童保育所への民間活力導入にあたり、包括的な管理運営を委ねる指定管理者制度では、民間活力を導入する学童保育所と、直営の学童保育所において、施設管理や学童保育所費の徴収方法に差異が生じます。一方、業務委託では、学童保育所の施設管理や学



童保育所費の徴収などを市が行うため、施設管理や学童保育所費の徴収方法に差異は生じません。

よって、民間活力を導入するにあたっては、当面の間は、施設管理や学童保育所費の徴収方法に差異が生じない業務委託により行うこととします。

#### (2) 業務委託を実施する学童保育所

これまで直営の学童保育所への民間活力導入の際には、運営等のスケールメリットを踏まえ、令和2年4月には2校区3学童保育所、令和4年度には3校区5学童保育所に、それぞれ同一の事業者での運營業務委託を行いました。今後も直営の学童保育所への民間活力導入にあたっては、複数校区の学童保育所への同一事業者での業務委託を検討していきます。

なお、事業者選定にあたっては公募型プロポーザルにより事業者を選定し、5年間の長期継続契約による業務委託の実施を基本とします。

#### (3) 今後の運営方針について

業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら、業務委託の拡大等について、引き続き検討していきます。

## 今後の東久留米市立学童保育所の運営方針

発行年月 令和元年8月策定・令和4年11月（改訂）  
発行 東久留米市  
編集 東久留米市子ども家庭部児童青少年課  
〒203-8555 東京都東久留米市本町3-3-1  
電話：042-470-7735（直）  
FAX：042-470-7807  
メール：jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp